

(1) 補助金

| | 事業名 | 内容 |
|---|-----------------|--|
| 1 | 部活動活性化補助金 | 部活動における遠征費や物品等の購入を補助 |
| 2 | 通学費等補助金 | 通学距離が6Kmを超える通学生には、通学定期割引運賃の2分の1を、単車通学生にはバス通学補助金の2分の1を補助 |
| | | 加計呂麻島からの通学生には、バス定期代+フェリー定期代の全額を補助 |
| | | 池地中学校、与路中学校、加計呂麻地区各中学校出身者で借家又は下宿により家賃等を必要とする生徒には、月40,000円を補助 |
| 3 | 修学旅行補助金 | 修学旅行の参加者には、一人20,000円を補助 |
| 4 | 各種検定試験等受検助成金補助金 | 漢字検定、英語検定、商業系各種検定、模擬試験などの受検者には、検定料の2分の1を補助 |
| 5 | ふるさと留学助成金 | 瀬戸内町を除く大島地区からの入学生には月30,000円を、大島地区以外からの入学生には月40,000円を助成 |
| 6 | 大会出場補助金 | 九州大会以上の出場者には、補助基準要綱(新)に規定してある補助対象経費の2分の1以内を補助 |
| 7 | 古仁屋高等学校地域応援団補助金 | 古仁屋高等学校のPR又は地域活性化につながる取組を、生徒自ら企画し実施するために必要な経費を補助 |
| 8 | 古仁屋高等学校入学祝金 | 町内に保護者・生徒共に居住している者へ、入学祝い金として50,000円分の町内のみ利用できる商品券を助成 |

(2) 給付型奨学金

| 事業名 | 内容 |
|---------------|--|
| 古仁屋高等学校給付型奨学金 | 瀬戸内町内の中学校出身者で古仁屋高校卒業後、国公立大学及び難関私立大学に進学する生徒へ、入学金(全額)と年間授業料(上限40万円)を給付 |

※No.6は、町教育委員会社会教育課が、No.8は、町民生活課が実施。